

## フランスにおける社会連帯経済の展開： 「もう一つの経済」に向けた試み

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学経営学会 公開日: 2018-10-02 キーワード (Ja): 社会連帯経済, 供給と需要の結合構築, コモン(ビアン・コモン), 質の規定, 近接性 キーワード (En): 作成者: 立見, 淳哉 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	<a href="https://doi.org/10.24544/ocu.20181003-004">https://doi.org/10.24544/ocu.20181003-004</a>

<b>Title</b>	フランスにおける社会連帯経済の展開：「もう一つの経済」に向けた試み
<b>Author</b>	立見, 淳哉
<b>Citation</b>	経営研究. 69(2); 19-39
<b>Issue Date</b>	2018-09-30
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

# フランスにおける社会連帯経済の展開

—「もう一つの経済」に向けた試み—

## 立 見 淳 哉

### 目次

- 1 「もう一つの経済」への問いかけと社会連帯経済運動
- 2 社会連帯経済とは何か
  - 2.1 社会連帯経済の基礎—社会的経済、連帯経済、社会的起業家—
  - 2.2 社会連帯経済関連法へ
- 3 社会連帯経済の概念的枠組み
  - 3.1 供給と需要の結合構築
  - 3.2 コモン/ピアン・コモンの生産と「質の規定」
- 4 社会連帯経済は「もう一つの経済」なのか？
  - 4.1 社会連帯経済をめぐる諸議論
  - 4.2 ミクロ的の制度からマクロ制度的の布置へ
- 5 おわりにかえて

### 1 「もう一つの経済」への問いかけと社会連帯経済運動

社会連帯経済に対する関心が、世界的な水準で高まりつつある（廣田，2016）。環境破壊、社会的紐帯の崩壊、不平等の拡大など、今日の資本主義のもつ負の側面が深刻化するにつれて、「もう一つの経済」を作ろうとする社会連帯経済に向けた運動が広がりを見せている。社会連帯経済は、ラテン語系の諸国、すなわちスペイン（工藤，2016）、フランス、ブラジル（鈴木，2017）といった国を中心に展開しているが、なかでもフランスでは2014年に社会連帯経済関連法が成立したこともあり、活発な議論と実践が進められている。そこでは、政策的な支援も本格化しているほか、多くの研究者が関与し、理論的な考察も進みつつある。

社会連帯経済は、全国レベルで政策展開しているが、基本的には近接性（proximité）に基づく経済である。その意味で産業構造の転換に伴い再編を余儀なくされつつある、これからの都市・地域経済を考える上でとりわけ示唆に富む試みである。本稿では、フランスの社会連帯経済の特徴を確認した上で、それがどのような仕組みを持つ経済であるのか、また現代資本主義においてどのような位置付けを得ようとしているのか、といったことについて、いくつかの最近の議論を手掛かりに検討していく。

---

キーワード：社会連帯経済、供給と需要の結合構築、コモン（ピアン・コモン）、質の規定、近接性

【受理日 2018年8月16日】

フランスでは今日、社会連帯経済は、国民経済全体においてGDPの10%、雇用の10.5%（民間雇用の12.7%）ほどを占めるとされる。そして、2010年から2015年の間に、民間雇用全体の増加が7%であったのに対し、社会的連帯経済は26%の増加を示すなど（Lacroix et Slitine, 2016）、「成長」している部門でもある。とはいえ、社会連帯経済は日本では馴染みの薄い言葉であり、具体的に何らかのイメージを持つのは容易ではない<sup>1)</sup>。簡単に表現するなら、それは「通常の」資本主義のように私的利益の追求ではなく、社会一般の利益を追求することに目的を置く経済である。したがって、日本で言うところの、ソーシャルビジネスやソーシャルイノベーションを主軸とする活動からなるセクターだと考えるとイメージしやすい（池本・松井, 2015）。ただし、後述するように、社会連帯経済はこれらの概念と、厳密には同義ではない。また社会連帯経済は、社会的目的を有する企業の集まりをただ単に意味するだけでなく、それが一つの仕組みを持った経済たろうとする点が特徴である。

ところで、社会連帯経済は、1990年代以降、社会的経済、連帯経済、社会的起業家といった異なる概念が徐々に融合し、2000年代に入って、これらを包含するカテゴリーとして使用されるようになった経緯がある。これらの諸概念は、第2節で触れるように、異なる歴史的な経緯や出自を有している。しかし、そのいずれもが、1980年代以降、現代資本主義の問題への対処ないしはその乗り越えを目指した展開であると共に、活動のベースについては、自由・自律・結合・真正性等を重視する、現代資本主義と同様の「精神」を部分的であれ共有しているようにも見える。

『資本主義の新たな精神』の著者であるボルタンスキー & シャペロ（2013）によると、資本主義は常に資本主義に人々を参加させる規範的な支柱、すなわち「精神」を必要としている。そして、それは今日、自由で自律した個人間の結合や、モノや人間の個性（特異性）の重視といった結合主義的規範にとって特徴づけられている。現代のイノベーションや創造性を生み出す、非物質的労働（知識創造や感情の操作など頭を使った労働）や、プロジェクトとネットワークを通じた協業・分業はこの精神によって支えられている。

この精神は、高度成長を支えた当時の資本主義の批判から生じ、1980年代を通じて資本主義を正当化する規範となったものである。資本主義に向けられてきた批判には、大きく「芸術家的批判」と「社会的批判」があるが、主として前者の芸術家批判と資本主義の変容が、今日に続く「精神」の形成を導いた。他方で、フォーディズム・レジームにおける生活保障等の安全性や分配の平等性は、後者の社会的批判に応えたものであったとされる。

今日の資本主義は、個人の自由と裁量、そして他に代替できないような個性、そして自発的な結合による自律的統治などの欲求に応えるように組織されている。しかし、他方で、労働者組織の弱体化に伴いかつての社会的批判が後退したことで、フォーディズム期のような資本と労働の妥協（団体交渉制度と生産性インデックス賃金）を通じた分配の平等性は失われ、企業/産業の「フレキシビリティ」と引き換えに雇用は不安定化し（次の雇用先を見つけるためのエ

ンプロイアビリティが鍵となる)、社会的排除の問題が深刻さを増している。1980年代以降のフランスを特徴づけるのは、経済と社会の両立をめぐるこうした困難な状況である。

ところで、経済的価値の実現にフォーカスすると、労働への自発的参加に加えて、利潤は、レントの性格を帯びる(山本編, 2016)<sup>2)</sup>。レントとは、もともと土地を独占的に所有することで得られる地代の意味だが、現代においては共通の知識基盤、ポピュラー文化、場所の個性など本来は万人に開かれた共通の資源(コモン)から、アイデアやイメージを引き出し、あるいはコモンそのものを知的財産権などを通じて私的に所有することで利潤を得る。

このように、現代資本主義は、個人の尊重と自由・自律を精神としながら、他方で、不平等の拡大や「やりがい搾取」、コモンの収奪など社会基盤を突き崩す特徴を併せ持つ。社会連帯経済論をリードしてきたジャン＝ルイ・ラヴィル(J.-L. Laville)によれば、コモン(bien commun)の忘却が問題であり、それは、1960年代の実存的な要求を内部化した「資本主義の新たな精神」に広く起因する(Laville, 2010, p. 131)<sup>3)</sup>。ラヴィルは、「新たな精神」に基づく個人の自己実現/自己表現の要求が、快楽主義とエゴイズムを賛美する市場の勝利をもたらしたとする。

これに対し、社会連帯経済は、個人の自由・自律・結合に基づきながらも、平等や相互扶助といった(規範的)価値を重視し、むしろコモンの維持・拡大に貢献することを目指していると言える。すなわち、自然環境などの物的な資源、クリエイティブ・コモンズと呼ばれるような知識基盤、さらには後述するように労働・文化・平等といった一般的権利までも含むような広範なコモンの維持・拡大に寄与することを目的とする。そして、それは、自由で自律した個人が開かれた討議を通じて民主的に統治される経済である。社会連帯経済は、芸術家的批判だけではなく、そこに社会的批判を接合した経済であると考えられる<sup>4)</sup>。

以下では、社会連帯経済の歴史を概観した後で(第2節)、ラヴィルの議論を中心に、制度の経済学の知見も交えつつ、それがどのような仕組みを持つ経済でありうるのかを検討する(第3節)。さらに、社会連帯経済が、現代資本主義の枠内においてどのような位置を占めているのか、すなわちそれが果たして「もう一つの経済」でありうるのか、について考えることにしたい(第4節)。

## 2 社会連帯経済とは何か

### 2.1 社会連帯経済の基礎—社会的経済、連帯経済、社会的起業家—

社会連帯経済は、社会的経済、連帯経済、社会的起業家という出自の異なる複数の概念を包括する言葉である。ここでは、Lacroix et Slitine (2016) に主として依拠しながら適宜文献を補いつつ、それぞれの概念の特徴とそれらが社会連帯経済へと合流していく過程について確認する<sup>5)</sup>。

社会的経済の歴史は古く、18世紀にジュラとフランシュコンテにおけるチーズ製造業者の

協同組合の実践にその萌芽をもとめることができる。しかし、それが本格展開するのは、19世紀に入ってからのことである。この時期、産業革命によって、農業社会から石炭エネルギーと機械工業を主軸とする社会への移行が生じたことで、これまでの社会的基礎が揺らぎ、連帯が重要課題として急速に認識されるようになる。従来、連帯を担ってきたのは教会のチャリティーに由来する、慈善的連帯であった。しかし、この時期、「不平等を縮小し、産業革命の負の効果を相殺し、より平等な経済関係を発明する意思」(Lacroix et Slitine, 2016, p. 7)に基づいた、新しい連帯のあり方が出現する。

それは、運命を共有する人々の相互扶助と自己組織に基づく連帯で、その実践は次第に社会的経済として実体を得ていく。社会的経済の特徴として、それが、生存に関わる基本的ニーズを集団で負担する「相互扶助の社会 (sociétés)」であることが重要である。失業、障害、貧困の状態に置かれた労働者が一人では対処することができないような、食料、住居、退職年金、障害年金などの領域で、社会的経済は発展していく。

工場労働者の組織化を禁止するル・シャプリエ法とアラルド政令(1791年)によって、社会的経済は1884年まで法的に禁止されるが、それにもかかわらず、この間に多くの実践が生み出される<sup>6)</sup>。共済組合に関しては、1871年、県別ユニオンがはじめてリヨンで創設されている。そして1898年には、共済憲章によってその一般利益への寄与が認められ、全国連盟の形成へと至る。他方で、1830年代から、工場労働者の運動によって、のちにSCOP(生産協同組合会社)の誕生へと至る、生産アソシエーションが追求されていく。それによって彼らは、自分たちの唯一の富である道具と労働力を共有し、集合的資本(capital collectif)と自律的な生産を実現しようとしたのである。そして、消費協同組合、生産協同組合、信用協同組合も続いて結成される。農業信用金庫や人民銀行は、こうして、伝統的な銀行には拒否される人々に融資することで、彼らの活動をサポートした。

ところで、社会的経済は、労働運動、ユートピア社会主義(フーリエ、プルードン)、社会的カトリシズム(ル・プレ)と交差し、さまざまな論理的根拠を付与されながら展開してきた<sup>7)</sup>。たとえば、協同組合主義に関しては、シャルル・ジッドが、1886年から、連帯を基礎に社会的経済の概念を発展させた。ジッドは、「第三の道」として、マルクス主義とリベラリズムをともに退けながら、利益ではなく必要によって、また資本だけでなく労働によって主導されるようなシステムを構想した。ジッドの考えは、1900年の万国博覧会を中心とする数年間、広く支持されることになった。万国博覧会では、実に一つのパビリオン全体が社会的経済を扱うものとなった。

社会的経済は、共済組合においてはリスクからのメンバーの保護、協同組合においては組合員間の連帯の促進が重視される違いがあるにせよ、いずれもが民主的なガバナンスを共通の特徴とする。通常の株式会社においては、意思決定の権力は株式の保有割合に依存するが、社会的経済に属する企業においては、ガバナンスは「一人一票」の原則に従う。したがって、

各人は総会において自らの「声」を聞いてもらうことができるのである。

しかしながら、20世紀前半、社会的経済はフランスにおいて思想的にも政治的にも忘れ去られてしまう。フォーディズムと福祉国家レジームの確立において、社会的経済は形骸化し、その構成要素である、共済組合、アソシエーション、協同組合は互いに分離され、独自に展開していくこととなった。たとえば、消費者協同組合は、1960年代末頃からの（商業者協同組合の形態をとる）大規模流通業の出現によって衰退を余儀なくされた。また、共済組合は、社会保障の不可欠な補完物として適応することになる。保険共済組合は、自動車産業の成長によって、ドライバーに保険加入の義務が生じたことで大規模化する。また、農業や銀行業において巨大化した協同組合は、その本来の目的と役割を著しく失っていった。そして、そうした分裂が社会的経済の「通俗化」をもたらしてしまう（Laville, 2015, p. 246）。

社会的経済の概念が、資本主義ともコミュニズムとも異なるモデルとして再度注目されるのは、1970年代末以降のことである。1970年には「協同組合・共済組合・アソシエーション連絡委員会（CNLAMCA）」が創設され、『社会的経済通信』や『社会的経済国際評論』（RECMA）などの雑誌が発刊される。そして、1981年には、社会的経済省庁連絡委員会が創設され、法律に加えらるることになる。これ以降、社会的経済は、統計カテゴリーとしても、アソシエーション、共済組合、協同組合、財団という4つの非営利組織の集合的セクターを意味することになる<sup>8)</sup>。

こうした動向と並行して、1960年代から「もう一つの経済」を掲げ、新たに連帯経済の運動が徐々に形成されてくる（Laville, 2001）。この背景には根本的な社会変化があり、生活レベルの向上に代わって生活の「質」が重視されるようになったことや、環境保全、ジェンダーや世代間の関係、公共空間を通じた社会参加など、市民社会の基盤の変化がある。さらに1980年代の経済危機の文脈が、この傾向を促進する。

1980年代は、フランスにおいて、これまでのフォーディズムと労働世界の安全性を支えてきた様々な装置が弱体化し、失業と貧困など社会的排除の問題が深刻化した時期であった（ボルトンスキー & シャペロ, 2013）。連帯経済は、社会的排除の状態に置かれた人々、すなわち労働、住居、文化など様々な権利にアクセスすることができない人々を支援する活動を通じて現れてきたと言える。そこには、のちに「経済活動を通じた包摂」と呼ばれることになる、地区直轄事業体（régies）、中間支援のアソシエーション、社会包摂企業、社会包摂の現場など、多様な組織形態の活動が含まれる<sup>9)</sup>。

連帯経済の概念は、1990年代に入ると、フェアトレードや環境保全など、社会的紐帯を促進することを共通目的とする、あらゆる経済活動に拡大することになる。そして、2000年に緑の党のギイ・アスコエ（G. Hascoët）が連帯経済閣外大臣に任命されたことで、連帯経済は、制度的な承認を得る。

連帯経済は、当該組織の構成メンバーのみが享受できる集団的利益ではなく、新しい解決法

を生み出しながら、一般利益 (interêt général) を追求することを目的としている。連帯経済のアクターは、そのために、社会的経済に属する組織カテゴリーに制限されることなく、自分たちが掲げる社会的目的を達成するのに最も適すると考えられる法的資格を採用する。連帯経済企業は、たとえばアソシエーションや協同組合とは別に、株式会社 (SA)、略式株式会社 (SAS)、有限会社 (SARL) といった商業的な資格を採用することもできる。

2000年代に入ると、さらに、これまでフランスには存在しなかった、アングロサクソン社会に由来する新しい概念が広がってくる。社会的起業家ないしはソーシャルビジネスへの注目である。この概念は、1993年にアメリカのハーバード大学ビジネススクールの教育プログラムとして開始された「Social Enterprise Initiative」によって提起され、以降、世界規模で急速に発展してきた。社会的起業家という言葉は、アショカ財団のような社会的起業家を支援する組織の活動や、マイクロクレジットの発展に寄与した社会的起業家ムハマド・ユナスがノーベル賞を受賞したことなどを通じて広く浸透してきた。

ただし、社会的起業家の範疇は広範であり、フランスにおける広義の理解に従えば、それは、社会的課題に対して新奇性のある解決、すなわちイノベーションを生み出すような「一般利益に寄与する民間イニシアティブのすべて」を指す。社会的経済や連帯経済のアクターたちにとっては、社会的起業家の概念はあまりにも広く、社会的に有益な活動であるならば、通常の営利企業でもこの範疇に含まれてしまうのではないかという懸念が存在する<sup>10)</sup>。とはいえ、社会的起業家という概念が、しばしば解決不能に思われる社会的問題をイノベティブな方法で解決することを目指す点で、とりわけ連帯経済と目的を共有しており、相互の接近が進んできたと言える。

## 2.2 社会連帯経済関連法へ

社会的経済、連帯経済、社会的起業家という3つの異なる概念は、2000年代以降、互いの差異を超えて、社会連帯経済という形で実践的にも概念的にも融合していく。その直接的な契機となったのは、レギュラシオン理論の創始者の一人であり緑の党の政治家であるアラン・リピエッツ (A. Lipietz) の取り組みや、閣外大臣のアスコエによって組織された多元的経済に関する欧州会議の枠内で開始された州レベルでの議論や調査である<sup>11)</sup>。加えて、学術的には、ラヴィルが、2001年の『社会的経済国際レビュー (RECMA)』掲載論文 (「社会連帯経済に向けて?」) において (Laville, 2001)、統合的な概念として社会連帯経済に正当性を与えたことの意味も大きい。

2014年には、かくして、社会連帯経済関連法が成立し、社会連帯経済が法的な正当性を得ることになる。この法律以降、社会連帯経済は、社会的経済に属する企業に加えて、条件を満たした商業的企業 (société commerciale) も含み、社会的経済のような非市場領域と市場経済との接続が促進されるようになった<sup>12)</sup>。具体的には、社会的効用 (有用性)<sup>13)</sup> を追求し、社会



連帯経済のいくつかの原則を共有する企業は、社会連帯企業を名乗ることができる。ただしそのためには、これらの企業は、定款（statuts）にこれらの原則を記載し、商業裁判所の文書課が保持する商業・会社登録簿に登録しなくてはならない。

いずれにせよすべての連帯経済企業は以下の原則を順守しなくてはならない。第一に、利益の共有とは異なる目的を追求すること。第二に、ガバナンスが民主的であること。第三に、利益の大半は活動の発展のために使用されなくてはならない。これらの条件を満たすことで社会連帯企業は、投資公共銀行 la BPI の ESS（社会連帯経済）資金や商業銀行の ESS 向け資金にアクセスすることができる。さらに、社会的経済的に困窮する人々の支援、社会的効用の探求が収益性へと結果していること、報酬の格差が制限されていること、といった条件を満たせば、ESUS（社会的効用を有する連帯企業）認証を得ることができる。

この法律はさらに、これまでの社会的経済における法的資格も変更している。1947年の協同組合の資格を規定する法律を変更するとともに、労働者が統治する SCOP（協働・参加会社）や、法人形態は株式会社や有限会社であるが、被雇用者が資本の過半数を所有し、「民主的で利益を目的としない会社」である SCIC（集会的利益のための協同組合会社）など、多様な形態の協同組合の役割を明記している。また、社会連帯経済の枠組みで、ソーシャルビジネス分野での企業や、中小企業の SCOP 形態への移行が目指されている。250人以下の中小企業に関しては、事業承継問題が背景にあり、従業員への企業の「譲渡（cession）」を推進する意図がある。

以上みてきたように、社会連帯経済は複数の歴史的源泉が融合してできた領域であり、その内部に多様な動向を包含している。しかし、そうした多様性と同時に、いくつかの点において共通性を有している。Lacroix et Slitine (2016) は、次の三点から社会連帯経済を特徴付ける。第一に、特殊な経済モデルの採用、第二に、参加型あるいは民主的ガバナンス、第三に、企業が地域に根付いていることである<sup>14)</sup>。

それぞれ簡単に確認しておくとして、まず、社会連帯経済の企業が非営利（ただし non profitではなく、non for profit）であることに加えて<sup>15)</sup>、市場と非市場の調整様式を組み合わせたハイブリッドな経済モデルとなっていることである。次に、参加型/民主的ガバナンスは、社会連帯経済にとって、組織の意思決定をめぐる権力のあり方を規定する重要な問題である。社会的経済に属する企業は「一人一票の原則」を採用しており、そのものがこの条件を満たす。また、2014年の法律以降に連帯経済のアクターとして承認されるようになった商業企業（商法によって法的資格が与えられる）については、社会的効用を定義し、社会的目的を保証する「防御柵」を策定せねばならない。また、企業内の報酬格差に上限を設け、「一人一票の原則」を遵守している。社会的経済の企業が、商業企業の形態で子会社を設立することも多い。最後に、地域との持続的なつながりだが、通常の営利企業がほとんどの場合、自社の顧客を満足させることに止まるのに対して、社会連帯企業は地域のニーズや雇用創出を重視するのである。

歴史的な経緯や制度的な枠組みの観点から、社会連帯経済の輪郭を確認してきた。続く節では、社会連帯経済が理論的にどのような仕組みをもつ経済であると言えるのか、ラヴィルの議論を軸に検討を進めていく。

### 3 社会連帯経済の概念的枠組み

#### 3.1 供給と需要の結合構築

社会連帯経済は、民主主義の原理によって経済を統治し、社会の一般利益を拡大することを目的とする。ここでは、経済だけではなく政治の領域が重要な意味を持つ。

図1は、ラヴィルによる連帯経済の説明図式であるが、政治的次元と経済的次元が交わる場所に、連帯経済が位置付けられている。連帯経済にとって、参加型民主主義によって各人が「声」を上げることによって<sup>16)</sup>、経済を統治する仕組みが重要である。図中において、この過程は政治的次元によって支えられており、「声」を上げることを可能にするのが公共空間の存在である。他方でそれは、同時に経済的次元とも連動する。ここでは、通常の市場機構とは異なる調整様式が前提されている。

主流派経済学の前提にとって、市場においては買い手は購入しないこと、すなわち「退出」によって意見表明する。市場参加者は互いに分離され、したがってコミュニケーションをとることはなく、それぞれが自らの取引に関して独立した計算に基づき意思決定を下す。とりわけ完全競争市場など自己調整的市場においては、売り手と買い手の相互の意図を仲介し、調整する目印となるのは価格である。ラヴィル (Laville, 2016) によると、ここでは、集団的な熟慮の産物であるあらゆる共通善 (bien commun) の探求から免除された独立領域が仮定されている<sup>17)</sup>。

しかし実際の経済は、ポランニーや経済社会学、あるいは制度の経済学が示してきたように、自然科学のような他から独立した領域でありえず、人間間、そして人間と自然間での相互作用の中で成り立つ。そして、何よりもそれは、ゲームの規則となる制度的枠組みが構築されて初めて成立するものである。自己調整的市場が独立した領域としても機能するとすれば、それは制度的な埋め込みによって、すなわち政治的観点から練り上げられた規則の総体に支えられて初めて可能になるものである。実際の市場の多くは、需要と供給の形成と出会いを可能にし管理する諸規則からなる、具体的な市場なのである。さらに経済は、そもそも市場のみに還元されるのではなく、互酬性と再分配の原理もまた存在する。互酬性は過去のものではなく、今日でも、再生産に関わる家庭の領域はこの原理によって支えられ、「一階の経済」として、その他上層階の経済の基礎を提供している。

自己調整的市場における価格調整に対して、連帯経済ではどのような調整様式が想定されるのだろうか。連帯経済においては、原子的な個人は否定され、互酬的連帯あるいはアソシエーション主義が前提される。経済活動は、民主的連帯に寄与する目的のための手段であり、した

がって、財とサービスの生産は上記の市場とは異なる論理に従うことになる。すなわち、互酬性を規範的価値として、私的利益の追求ではなく、一般的利益あるいはコモン（bien commun）の維持・発展を目指すのである。具体的には、地域の歴史遺産の維持、環境保全、児童保育、困窮者の就労支援、フェアトレード、連帯ファイナンスなどが挙げられる。

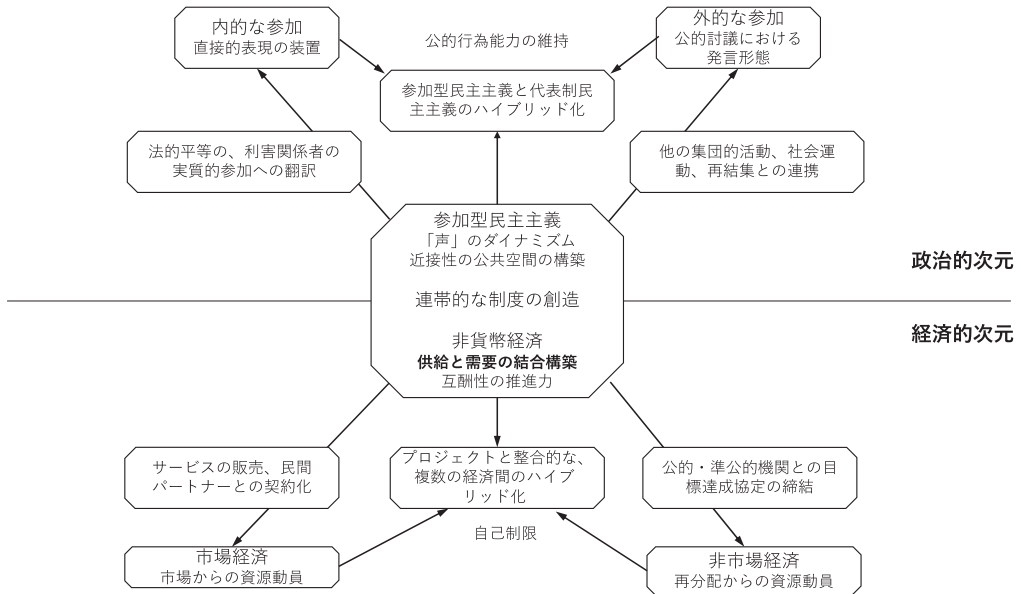
とはいえ、連帯経済の対象は、あらかじめ存在するのではなく、多様なアクターの参加の中で、集団的な討議を通じて識別されるものである。多様なステークホルダーが結集し議論する中で、これまでは潜在的であったか漠然としか認識されていなかった需要と供給は、そのありかが特定され、「構築」されていく。ラヴィルはこれを、互酬性の推進力に基づく、「供給と需要の結合構築（construction conjointe de l'offre et la demande）」と呼ぶ<sup>18)</sup>。こうした「互酬性を推進力として、社会サービスを立案するという新しいやり方」（ラヴィル編, 2012, 108頁）は、近隣サービス（service de proximité）と呼ばれる。Proximitéは近接性を指す言葉だが、それは時間・空間的な意味以外に、個人の主観的な感覚を含む<sup>19)</sup>。

それは、第一に、時間的にサービスの大半が特定の域内で実行され、ユーザーの需要への即座の対応を可能にすることから、それはコミュニティサービスとしての性格を持つ（北島, 2007）。このことから、連帯経済における地理的単位としての地域の重要性が浮き彫りになる。ただし、他方で、それは単に近隣向けのサービスと混同されてはならない。なぜなら、「近接性は、アクターによって感じ取られ、経験され、内面化されるという事実によって定義される。近接性はかくして、サービス構築の支えでもあるのである」（Laville, 2016, p. 170）。すなわち、この主観的な近しさの感覚が、討議への参加と上記のような需要と供給の調整過程を可能にするのである。ラヴィルは明示していないが、近接性は、地理的近接性であると同時に、関係的あるいは認知的近接性（水野・立見, 2008）であると考えることができる。連帯経済は特定の組織や地域内部で完結するのではなく、集団の利益を超えた一般利益の追求とグローバルな連帯（ネットワーク）によって特徴付けられるが、その場合、地理的近接性よりもむしろ共有の価値を支えとした認知的近接性が重要になると捉えることができるだろう。

連帯経済にとって、経済は、価格の固定を通じて需要と供給を単に関連付けるものではなく、市場ならびに非市場領域の様々な資源をハイブリッドに結合しながら、サービスの質そのものを民主的な討議を通じて構築するための制度的仕組みによって成り立つ<sup>20)</sup>。したがって、図1で示されている通り、そのための連帯的な制度の創造が必要である。たとえば、政治的次元と経済的次元を媒介し、参加型民主主義を機能させる公共空間の構築や、互酬性を価値としながら市場経済と非市場経済の両方から資源を動員するための制度が考えられる。

たとえば、SCIC（集合的利益のための協同組合会社）は、イタリアの社会的協同組合を参考に2002年に創設された新しい形態の協同組合である。ここでは、社会的効用を持った財あるいはコモンを生産するだけでなく、被雇用者をはじめ、さまざまなステークホルダー（顧客、ユーザー、サプライヤー）や第三者的なアクター（地方自治体、ボランティア、金融機関、

図1 連帯経済の図式



出所) Laville (2016) 図4をもとに筆者作成。

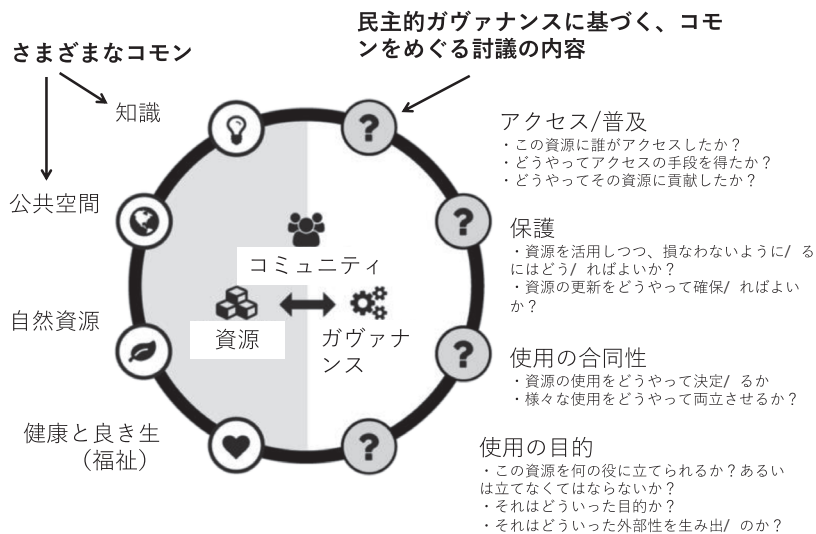
等々)によって資本保有される。そして、一人一票の原則による討議を通じてガバナンスされることで、企業自体が公共空間としての性格を帯びる。

### 3.2 コモン/ピアン・コモンの生産と「質の規定」

上述したように、これまで、社会連帯経済を定義する上で、社会的効用の生産が強調されてきた。社会連帯経済関連法において、社会的効用は、これまでは単に税制上の概念であったのが、法的に定義されることになった。しかし、近年になって、コモンあるいはピアン・コモンの拡大という点からも特徴づけがなされるようになってきている<sup>21)</sup>。図2は、連帯経済の実際のアクターにも参照されている、コモンの概念図である。ここには、知識、公共空間、自然資源、健康と良き生、などが広く含まれている。上述の議論に戻れば、これらのコモンを収奪ないしはつき崩すのが現代資本主義の特徴であるとするならば、社会連帯経済はその逆に、これらをコモンとして認識し維持しようとするのである。

ところで、このコモンあるいはピアン・コモンという言葉は、一般にはさほど明確な区別なく使用されているが、ピアン・コモンに関しては、共通財と共通善という二重の意味を持つことが重要である。民主的な参加と討議によるコモンの特定・維持・拡大の過程に関して、共通善の概念が重要な意味を持つてくるように思われる。この点に関しては、フランスにおいて、GDPに代わる新しい豊かさ指標づくりの代表的論者として知られるジャン・ガドレーの議論が

図2 コモン（ズ）の概念図



出所) La chambre des communs の HP 図を参考に筆者作成。  
<http://chambredescommuns.org/> (2018年8月13日最終閲覧)

参考になる<sup>22)</sup>。ガドレーは、社会的効用の定義に貢献した研究者だが、近年、ピアン・コモン概念が社会的効用概念を補強すると考えるようになってきている。

まず、ガドレーは、ピアン・コモン（共通財＝善）は、集合的な資源/遺産（自然という共通財、ポピュラー文化、知識…）や、さらには、社会的な関係性（societal）と普遍的権利（男女の平等、労働者の安全性、健康など）の「質（qualité）」を指すとする。これらはいずれも、人々の価値判断に委ねられ、共同で管理されるべき集合的資源である。かくして、ピアン・コモン（共通財＝善）をめぐる争点となるのが、「質の規定（qualification）」の作業である。共通財は、決して自然なものではなく、集団での「質の規定」を経て、しばしば利害対立を伴いつつ、はじめて財として特定されるものである。共通財は、社会的構築物で、その質は集団によって承認され価値付けられたものである。ピアン・コマンの制度化に際しては、その過程は、所有権、占有、責任のレジームの問題に関わり、社会的コンフリクトを強く含むことになる。

ひるがえって、共通財は、開かれた参加と討議を通じて、共通善というある特定の規範的価値を共有する過程を通じてはじめて、特定され、質を付与されることになる。したがって、上述の社会連帯経済の図式に立ち戻るならば、政治的次元における価値をめぐる討議と合意の過程が重要な意味を持つのである。

Laville (2016, p. 394) もまた、ピアン・コモン（共通財/共通善）を社会連帯経済の展開にとって重要な意味をもつと考えている。ラヴィルによると、ピアン・コモンへの準拠が、コモ

ンズと社会連帯経済を接合し、オルタナティブな道筋を開くことを可能にする。近年の「commonsへの回帰」(Coriat ed., 2015)は、市場と国家の二元論の不十分さを明らかにし、フランスにおいて長い歴史を持つアソシエーション主義の再現となっている。アソシエーション主義において、集団的行為はピアン・コモンを参照する。社会的経済の通俗化は、ピアン・コモンがメンバー相互の利益あるいは一般利益と混同されてしまったことに起因する。コモンが利益へと還元されたことで、社会的経済の公営化がもたらされたとする。これに対し、連帯の新たな精神は、コモンを再評価する。コラボレーション経済は、一方での新たな資本主義による詐取と、他方での「commonsと公衆の権力 (pouvoir public) の連続体」(p. 395)の創造との間で揺らいでいる。このことを認識しながら、社会連帯経済は、この後者の実現に寄与しようとしている。

ところで、この「質の規定」をめぐる過程に関しては、フランスの制度経済学であるコンヴァンション経済学や、アクターネットワーク理論のミシェル・カロンが、理論的に掘り下げてきたものでもある。コンヴァンション経済学においては、あらかじめ、関連のアクター間で特定の共通善が共有され、共通の計算空間が創造されない限り、すなわち財・サービス、さらには諸アクターの質が規定 (qualification) されない限り、市場での交換は成立しない。

Dufalvard (2016, p. 97) は、コンヴァンション経済学の観点から、社会連帯経済を考察している。そこでは、上述の公共空間を通じた「供給と需要の結合構築」は、意思決定をめぐる権力とコモンを自己構成 (auto-constitutionalisation) する、「ミクロ的装置 (micro dispositif)」として理解される。デュファルヴァールは、先述の SCIC をそうしたミクロ的装置の例としてあげる。そこでは、質を規定し共通の計算空間を構築する権力が分散されており、関連アクターの開かれた討議によって自己構成的に「質の規定」の作業がなされる。あるいは、社会連帯経済関連法によって制度化された、PTCE (経済協力の領域拠点) もまた、そうしたミクロ的装置として捉えられるものである。これも同様に、地域の多様なステークホルダーが討議する公共空間としての役割を果たす。

## 4 社会連帯経済は「もう一つの経済」なのか？

### 4.1 社会連帯経済をめぐる諸議論

第1節で触れたように、現代資本主義の布置において、社会連帯経済はどのような位置付けを占めるのだろうか。それは、今日主流の経済に対して「もう一つの経済」でありうるのか、あるいは、単に補完的な存在にとどまるのだろうか。社会連帯経済の理解をめぐる、今日、様々な立場が存在し議論がなされている。

Dacheux et Goujon (2015) によると、連帯経済の理解をめぐる、大きく三つの立場が存在する。第一に、批判的な観点から、連帯経済を資本主義的支配の一環として捉える立場である。日本でもよく知られている脱成長論のセルジュ・ラトゥーシュも、大きくは、この立場に

含まれる。ここでは、連帯経済は、国家の連帯を外部的に不安定化し、経済主義的（*économiste*）な虚像を強化する役割を果たすとみなされる。そして、自由主義的なトロイの木馬、資本主義の自動誘導弾頭として、規制緩和や起業家主義（あらゆる個人を起業家へと変える）の拡大への連帯経済の寄与を問題視する。社会的イノベーションは、民主的でオルタナティブな概念があったとしても、シュンペーター主義的ないしは道具主義的観念を助長する。それは、連帯経済を社会的起業家やソーシャルビジネスと混同する商業系のグランドゼコール（企業幹部を養成する大学）によって広められてきた。

第二に、連帯経済を「倫理的な」資本主義、あるいは認知資本主義への移行として捉える立場がある。企業の社会的責任、倫理的な金融、ソーシャルビジネスといった取り組みが、資本主義を改良する。たとえば、ソーシャルビジネスは、「（貧困者を消費社会に参入させることによって）持続的な成長と、（最も恵まれない人々が基礎的製品にアクセスできるようにすることで）効率的な連帯の創造を同時に目指す」のである（Dacheux et Goujon, 2015, p. 223）。連帯経済を後ろ盾として、連帯ファイナンスはもちろん、社会的起業家の一部は、こうして資本主義を改良する目的を有する。また、認知資本主義やコラボレーション経済をめぐる議論が示すように、今日、フリーソフト、オープンデータ、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、Wiki 経済など、これまでの所有権に基づく競争の原理とは断絶し、協働に基づく経済が広がっている。リピエッツのような研究者は、フリーへの運動と連帯経済は、互酬性によって調整（*régulé*）されるピアン・コモン（*Plan Commun*）の創造という同一目的を有しているとする。

最後に、連帯経済をポスト資本主義への移行として捉える立場がある。それは、非資本主義的な市場の経済など、経済的实践を刷新することによる社会変化の過程として連帯経済を理解する。ここまでの検討で依拠してきたラヴィル、そして同じく連帯経済論を牽引してきたベルナル・エム（B. Eme）やアラン・カイエ（A. Caillé）などはここに含まれる。

こうした異なる立場の存在からも、社会連帯経済が実際には、（そのハイブリッド性ゆえに）様々な諸力の間で揺れ動いていることがわかる。これには、おそらく、2014年の法律以降、社会連帯経済と市場経済の関係が強まったことも影響しているであろう。社会連帯経済は、結局、第一の観点が危惧するように、今日の資本主義的市場経済の中に解消されてしまうのだろうか、あるいは、そうなることなく、本稿で検討してきたように、コモン（*Common*）の維持・拡大に寄与し、旺盛なイノベーションを通じてさまざまな社会問題の解決をもたらす存在となるのだろうか。

#### 4.2 ミクロ的制度からマクロ制度的の布置へ

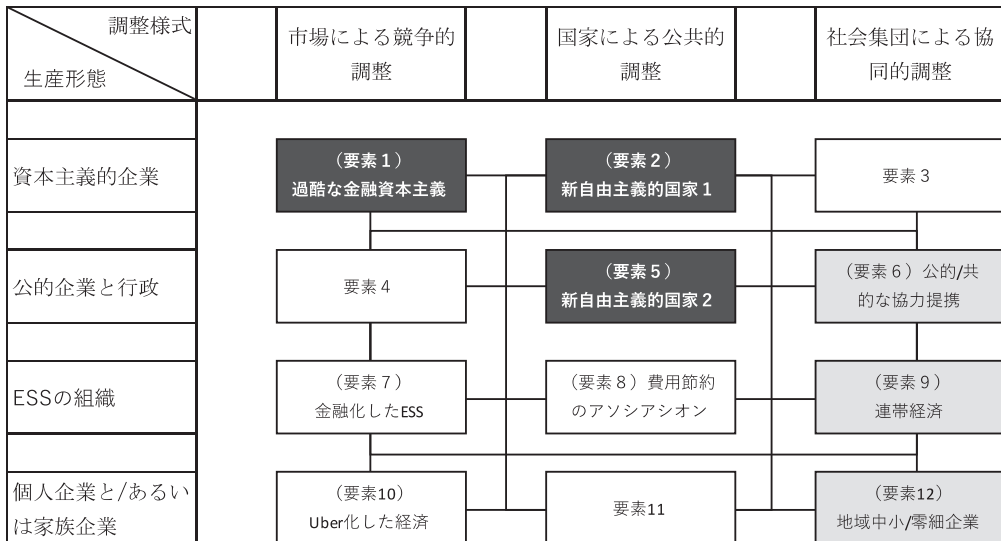
この問題を考える上で、社会連帯経済を取り囲む社会・経済的な文脈、とりわけ諸制度のあり方に目を向けることが有用である。社会連帯経済の実践の意味は、そうした文脈の違いによって、変わってくると考えられるからである。

デュファルヴァール (Dufalvard, 2017) は、この点に関して、「マイクロ制度的」と「マクロ制度的」という二つの異なるパースペクティブの区別から、興味深い議論を展開している。少し長くなるが、その骨子についてなぞっておこう。まず、「マイクロ制度的」パースペクティブは、社会連帯経済の実践がコモン（デュファルヴァールの表現では社会的コモン）と一致することを可能にするローカルな現実に着目するものである。これに対し、「マクロ制度的」パースペクティブは、新自由主義社会に代わるオルタナティブの萌芽を見出すべく、社会的コモンのグローバルな変容を検討するものである。ここまでに見てきた社会連帯経済をめぐる諸概念は、基本的に前者に含まれると言って良い。

しかし、連帯経済を「もう一つの経済」として捉えるとき、グローバルな文脈あるいはより広範な制度的布置のあり方を考える必要がある。社会的コモンもまた、今日主流の経済的ブロックの中で役割を付与されることもありえる。デュファルヴァールは、図3のように、マクロ的制度的布置において、連帯経済を位置付けるための見取り図を理念型として提示する。この図は、フランスにおいて現代資本主義の周辺部に社会的コモンが位置付けられ、社会連帯経済の領域が今日分断されていることを表している。なお、縦軸は生産形態であり、横軸は経済調整<sup>レギュレーション</sup>様式を示す<sup>23)</sup>。

フランスにおける今日の資本主義は、資本主義的企業による市場競争的調整（要素1）、さらには、資本への税の軽減や公的機能の民営化を通じて新自由的傾向を強める国家（要素2と5）を中心に展開されている。そして、このシステムにおいては、社会的コモンの生産にかかわる

図3 新自由主義的な資本主義の理念型と社会的コモンの位置付け



注) ESS は、社会連帯経済 (Economie Sociale et Solidaire) の略称。  
出所) Dufalvard (2017) 表2 をもとに筆者作成。



活動は、縦軸の「社会的集団による協同的な調整様式」における要素6、9、12から構成され、あくまでも周辺的な位置付けを占めるに過ぎない。それらを担うのは、社会連帯経済を構成する非営利的組織、地方公共団体と社会連帯経済関連組織とのパートナーシップ、地域に根付いた中小/零細企業による諸活動である。

それらは、同じ社会連帯経済に含まれる組織であっても、協同組合銀行や共済組合銀行などの金融化した組織（要素7）とは断絶している。後者の組織は、第2節でもみたように、混合経済の時期には地域的なガバナンスに根ざしていたが、その後、徐々に金融資本主義に統合されていった<sup>24)</sup>。それらは、社会事業や社会医療事業領域におけるアソシアション（要素8）とも区別する必要がある。これらのアソシアションは、新自由化した国家の庇護によって、連帯を費用の節約として捉えることを強いられている。そして、社会的コモンは、Uber化したプラットフォーム経済（要素10）とも混同されてはならない。後者は、今日主流の論理が切望するいわゆるコラボレーション経済に含まれると考えられるためである。

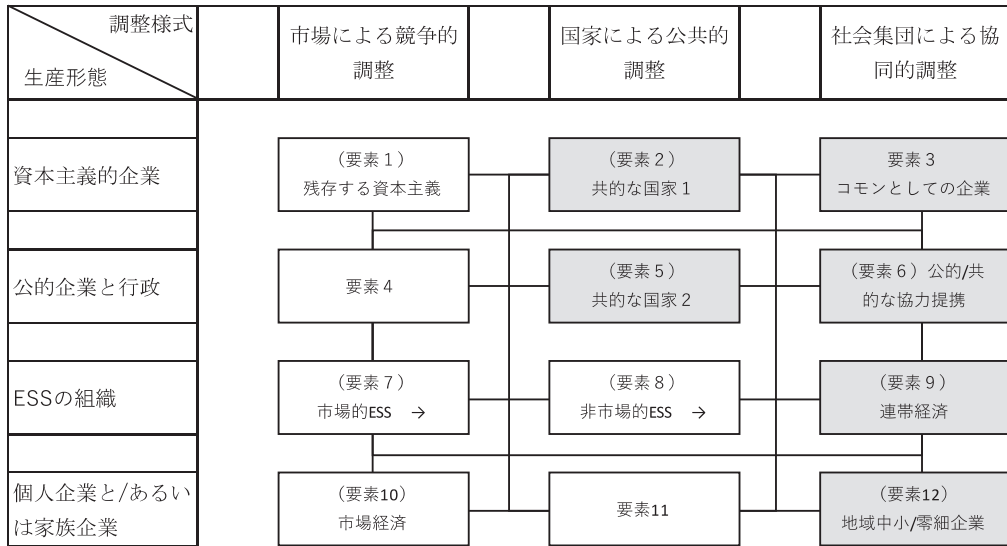
上記のような資本主義ならびに社会連帯経済の現状に対して、社会的コモンの生産に向けられた領域が主軸となるような、社会・経済への道筋はありうるのだろうか。Dufalvardは、そうした移行には、労働と企業ガバナンスに関わるような制度変化が必要であるとする。そして、具体的に、従業員による企業の使用に関する権利（法）を提起する<sup>25)</sup>。資本は常に、労働法に基づく労働者の保護に対抗するために、従業員を個人起業家（auto-entrepreneur）へと変えようとしてきた。「Uber化した経済」の普及は、こうした観点からも理解されうる。これに対し、企業の使用権は、日常業務における企業の使用の統率者であるところの従業員の集団を主体とした、民主的ガバナンスの促進にかかわる。

二つの制度が考えられ、一つは、企業委員会を改正し、その法的な自律を取得することである。使用権の争点は、企業委員会によって労働の管理をコモンにすることである。もう一つは、従業員による事業所の使用権をめぐる地域的なガバナンスの制度である。それは、雇用者の代表、従業員、銀行、地域住民から構成される。このガバナンスの争点は、株主価値に基礎を置く現行の企業ガバナンスに代替することである。新しいガバナンスは、地域的な付加価値税をもたらし得るような、地域的な付加価値に基礎を置くものである。こうした二つの新しい制度は、新自由主義からコモンの重視への、国家のスタンスの移行を前提とする。

図4は、ありうるべき、社会的コモンを中心とした新たな支配的ブロックを示している。ここでは新自由主義的な特徴が後退し、代わって、コモンの論理が経済システムの全般に影響力を持つことが企図されている。そこでは、要素7の金融化したESSは地域に根ざした市場的ESSへと変化し（図中の矢印は連帯経済への接近を示す）、要素8の非市場的な社会連帯経済もまた、現在のような国家への依存をやめることを求められる。

以上、社会連帯経済の現代資本主義における位置付けについて確認した。社会連帯経済がその個々の役割を果たすためには、よりマクロな制度的布置に目を向ける必要がある。他方で、

図4 共的な資本主義の理念型



出所) Dufalvard (2017) 表3をもとに筆者作成。

社会連帯経済は、近接性（時間・空間的/認知的）を重要な要素とし、グローバルネットワークに開かれた新たな地域社会・経済という顔を持つ。しかし、一定規模以上の都市・地域に関しては、狭義の社会連帯経済領域のみで域内の経済全体を支えることは困難である。域内において、社会連帯経済の論理が影響力を維持しつつ、たとえば先端産業など、競争的な市場経済の領域と並存していく手段を探る上でも、それを可能にするような制度的布置を都市・地域の水準でもあわせて考えていく必要がある。

## 5 おわりにかえて

本稿では、社会連帯経済の歴史を確認した後で、法制度的な枠組みと概念的な理解について検討してきた。社会連帯経済の取り組みは、実践的にも理論的にも近年急速に蓄積が進んでいる。とりわけ近年では、ピアン・コモン（共通財＝善）の概念を導入することによって、近接性の公共空間（espace publique de proximité）における開かれた討議を通じたコモンの構築として、社会連帯経済を特徴付けるようになってきている。

社会連帯経済では近接性が重視され、近隣サービスは基本的に地域社会に根付く。この「もう一つの経済」の試みは、産業構造の転換の中で将来展望を不確定にしている多くの都市・地域経済にとって重要な示唆をあたえてくれる。

しかし、その反面、2014年の法律以降、市場経済との接合が一層重視されるようになり、その中で、主流の経済あるいは現代資本主義との緊張が増しているようにも見える。特に、コ

ラボレーション経済、あるいは日本でも一般化している言葉であるシェアリングエコノミーの拡大など、資本主義経済自体の変化が社会連帯経済の境界確定を難しくしている部分がある。

その意味で、社会連帯経済は、「もう一つの経済」の可能性を宿しつつも、第4節第1項でみたように、資本主義的経済の中に回収されてしまう危惧も否定できない。その分かれ目は、おそらく、今後の実践の中に求められるべきであろう。地域経済における社会連帯経済の可能性を考えると、社会連帯経済のミクロ的装置を地域レベルで多層的に拡充していくとともに、常によりマクロな制度的環境における意味を考えることが必要になるであろう。

## 付記

本稿は、JSPS 科研費（課題番号 26300033 「フランスの斜陽工業地域における社会連帯経済」）の助成を受けたものである。

## 注

- 1) 学術的研究については、協同組合や社会的経済（北島, 2016; 津田, 2017）、開発経済学（西川・生活経済政策研究所編, 2007）、社会包摂（北島, 2007; 福原, 2013）の分野などで研究が進められてきた。社会連帯経済の仕組みに関する最もまとまった著作としては、ラヴィル編（2012）がとりわけ重要である。近年では、社会連帯経済の平易な概説（廣田, 2016）や、連帯ファイナンスを扱ったアルティ（2016）も訳出されるなど、徐々に紹介が進みつつある。また、立見・筒井（2018）は、一般向けの短い文章だが、連帯経済を参照軸に、日本における近年の田園回帰現象の意味を検討したものである。
- 2) こうした観点は主に認知資本主義論に負っている。
- 3) 第3節第2項で改めて触れるが、フランス語の *bien commun* という言葉は、共通財と共通善という二つの意味を持つ言葉であるため、文脈に応じて異なる訳語を当てている。コモンと同義で使用されることも多いため、ここでは用語の統一を考慮してコモンとし、原語を併記した。
- 4) ラヴィルは、結局、「資本主義の新たな精神は、「連帯の新たな精神」を排除することはなかった」とする（Laville, 2016, p. 237）。1968年に端を発する「芸術家的批判」は、「社会的批判」と完全には切り離されてはいなかった。ラヴィルによると、ボルタンスキーとシャペロの議論は企業を対象としたものであって、それ以外での展開を注視していない。たとえばアンテルミタン（不定期労働者）の運動は、「芸術家的批判」と「社会的批判」をまさに接合したものであった。また、アートと芸術分野では、創造性と連帯が「もう一つの経済」の要求へと結びついている。ラヴィルがいう社会連帯経済を支える民主的連帯、あるいは新たなアソシエーション主義とは、こうした二つの批判を接合したものであると解することができる。
- 5) 同書は、フランス大学出版会から発行されているク・セ・ジュ文庫の一冊である。まさに『社会連帯経済』というタイトルで、その歴史的・制度的な要点について手際よくまとめられている。なお、著者の一人、ジェラルディヌ・ラクロワ（G. Lacroix）は実務家で、フランス預金供託公庫（Caisse des dépôts）グループ「社会経済・結束」部署の責任者である。ロマン・スリティース（R. Slitine）は科学コンサルタント兼、パリ政治学院・准教授である。著者の経歴からもわかるように、社会連帯経済に関する実際的な内容となっている。
- 6) 1901年にアソシエーション法が成立したことで、市民が自由に非営利目的の団体（アソシアシオン）

を創設することができるようになる。社会的経済もまた市民の自由を獲得する運動と結びつきつつ、促進される。なお、相互扶助の精神に基づく社会的経済はフランスを始めとするラテン・ヨーロッパに強く根付いたもので、イギリスのようなアングロサクソン諸国は、むしろ寄付の文化によって特徴づけられる。

- 7) フランスの連帯主義の伝統に関しては、重田(2010)に詳しい。
- 8) ただし、Lacroix et Slitine(2016)によると、それは必ずしもその歴史的特徴の再現ではなく、社会党政権において社会的経済を法制化したミシェル・ロカールによる「再発明」であった。
- 9) この点は北島(2007)に詳しい。北島によると、地区直轄事業体とは、「地区住民の参加のもとに地域の生活環境の改善に取り組む、住民代表・自治体・社会住宅供給機関の三者のパートナーシップで組織されたアソシエーション」(63頁)のことである。その他の組織については、基本的に就労支援の活動を行う。
- 10) さらに、社会的起業家の概念は、基本的に「起業家」という人物像に依拠している。そしてここでは、しばしば卓越した個人が想定されている。これに対し、社会的経済や連帯経済のアクターにとっては、むしろ集団として協働してイノベーションを生み出すことが重要である。
- 11) 1999年、社会党ジョスパン首相の複数与党政権が誕生する。その際、緑の党のリピエツは、フランスのすべての州で大規模な研究会を開催し、社会連帯経済に関する報告書を作成して政府に提出した。この過程で様々な立場の異なるアクターが合意し、社会経済連帯法の提案がなされたが、実際に採択されるには至らなかった。閣外大臣のアスコエは、新しい協同組合(SCIC)に関する法律を成立させるにとどまった。この報告書は、リピエツ(2011)『サードセクター―「新しい公共」と「新しい経済」―』藤原書店として訳出されている(現題は、『サードセクターに向けて―社会連帯経済：なぜ、またいかにして―』)。
- 12) 同法の要点は、社会連帯経済州会議所全国評議会(CNCRESS)が発行する次の冊子に詳しい。CNCRESS(2016) *Économie sociale et solidaire: Loi du 31 juillet 2014*, CNCRESS.
- 13) ラヴィル(2012)『連帯経済―その国際的射程―』生活書院では、*utilité sociale* は、社会的有用性と訳されている。本稿では、この言葉(税法に由来する)が、経済的効用と同様に、社会的な有用性の定量化とそのための指標を開発する意図が含まれていることを考慮して、功利主義との断絶を意識しながらも、あえて効用という訳語をあてた。社会的効用に関しては、この概念の定式化に影響を及ぼした、ジャン・ガドレー Jean Gadrey(2004)の報告書に詳しい。
- 14) この三つのポイントは、たとえば、社会連帯経済が盛んなオードフランス州のリール地域(リール欧州メトロポール)における、社会連帯経済の発展に向けた基本計画の5原則の中にも確認することができる。すなわち、①プロジェクトの中心に人間を置くこと、制限された営利性、②社会的効用あるいは集会的効用、一般的利益に役立つプロジェクト、③民主主義的な経営、共有されたガヴァナンス、④(民間、公的、ボランティアなど)金融資源の多様さ、⑤地域への定着、「毛管」、近接性、である(『Plan Métropolitain de Développement de l'Économie Sociale et Solidaire (PMDSS) 2015-2020』)。
- 15) 社会連帯企業は利益追求を目的としないが、利益を生み出すことはできる。すなわち、それが、経営の安定と長期での経済的持続性を担保するための手段であって、目的ではないことが重要である。
- 16) 「声」(発言)と「退出」(離脱)は、政治経済学者アルバート・ハーシュマンの用語である。
- 17) 経済学は、功利主義的仮定に基づき、個人行動の集計による演繹的手法によって人間社会の法則性を明証する「自然」科学となっている。ここでは、経済は市場に等しく、さらに市場はポランニーが呼ぶところの自己調整的市場と同一視される。自己調整的市場は、需要と供給を一致させるメカニズムであり、私的利益の追求を目指す資本主義企業と利害を共有している。

- 18) さしあたり、宇仁（2003）がいうアソシエーション的調整が、「供給と需要の結合構築」のための補完的な理解を与えてくれるように思われる。「市場の調整と比べると、やり取りされる情報の量は非常に多くなる。価格という単一の数値に還元可能な生産コスト情報だけでなく、数量に還元できない質的信息が数多くあるからである。したがって、アソシエーション的調整の発展はこの多種の情報のやり取りを可能にするコミュニケーション技術の発展にも、ある程度依存する」（174頁）。ICT技術の発展に加えて、連帯経済において重視される公共空間の構築が、この点でも役割を果たすように見える。
- 19) 近隣サービスの説明は、北島（2007; 2016）に詳しい。
- 20) ラヴィルは、連帯経済の制度的構築に関して、グラノベッター以降の新経済社会学やANTのミシェル・カロンらの「市場のフレーミング-氾濫」に関する議論に言及している。「フレーミング-氾濫」は、カロン（2016）を参照のこと。
- 21) 最も広く知られているのは、オストロムのコモンズ概念（フランス語では *bien commun*）である。これは、特に伝統的社会における自然資源にかかわる。これに対し、レギュラシオニストのコリア（Coriat ed., 2015）は、フリーソフトウェアやフリーの百科辞典など、「知識のコモン」を強調する。あるいは、デュファルヴァールは、アマルティア・センのケイパビリティ論を参照しながら、コモンの第三のカテゴリーとして、社会的コモンという概念を提起する（Dufalvard, 2017）。それは、コモンが普遍的権利等の社会的目標と関連し、またコモンの維持管理やコモンへのアクセスが、ローカルな民主主義によって支えられることを重視するものである。そこでは、コモンが単に存在するだけでなく、人々がそこに実際にアクセスできる権利を備えていることと、そうした共有しうる資源について討議し、選択することができる個人の自由が重視されている。
- 22) ガドレーは、ピアン・コモンをめぐる経済は、もはや「生産」を行う伝統的な経済ではなく、「ケアをする」経済であるとする。それは、人のケア、社会的絆のケア、モノのケア、自然のケア、民主主義のケアにかかわる。
- 23) ここでいう調整は、アクター間の相互期待の調整（coordination）ではなく、レギュラシオン理論が言う意味での集団間の利害の対立に関わるような調整である。前者はマイクロ制度的、後者はマクロ制度的なパースペクティブに対応すると考えられる。
- 24) たとえば、クレディ・アグリコルは、金融グループ化し、「パナマ文書」のスキャンダルにも関与していたという。
- 25) 企業の使用権（法）は、会社法を否定するものでも、労働法を否定するものでもなく、それらを再構成するものである。なお、会社法は、株の所有者であるところの株主を主体とするものだが、企業や資産は法律上、誰に所有されるものでもない（Favereau et Robé, 2014）。また、労働法は、株主によって任命される経営陣の配下であるところの従業員を主体とし、資本からの従業員の保護を目的とする。

## 参考文献

- 池本幸生・松井範惇（2015）『連帯経済とソーシャル・ビジネス—貧困削減、富の再分配のためのケイパビリティ・アプローチ—』明石書店。
- 宇仁宏幸（2003）「現代資本主義におけるアソシエーション的調整」田端稔ほか編『アソシエーション革命—理論・構想・実践—』社会評論社, 169-196頁。
- 北島健一（2007）「連帯経済論の展開方向—就労支援組織からハイブリッド化経済へ—」（西川潤・生活経済政策研究所編（2007）『連帯経済—グローバル化への対案—』明石書店, 59-85頁）。
- （2016）「連帯経済と社会的経済—アプローチ上の差異に焦点をあてて—」『政策科学』23-3, 15-32頁。

- 工藤律子 (2016) 『雇用なしで生きる—スペイン発「もう一つの生き方」への挑戦—』岩波書店。
- 重田園江 (2010) 『連帯の哲学 I—フランスの社会連帯主義—』勁草書房。
- 鈴木美和子 (2017) 「ソーシャルデザイン—地域文化の回復—」(小池洋一・田村梨花編『抵抗と創造の森—アマゾン—持続的な開発と民衆の運動—』現代企画室)。
- 立見淳哉・筒井一伸 (2018) 「田園回帰と連帯経済の接点をさぐる」『地理』63-6, 55-61 頁。
- 津田直則 (2017) 「社会的連帯経済への道—資本主義のオルタナティブ—」『変革のアソシエ』29, 23-30 頁。
- 西川潤・生活経済政策研究所編 (2007) 『連帯経済—グローバル化への対案—』明石書店。
- 廣田裕之 (2016) 『社会的連帯経済入門—みんなが幸せに生活できる経済システムとは—』集広舎, 2016。
- 福原宏幸 (2013) 「社会的排除/包摂と社会連帯経済—社会的承認論からのアプローチ—」『福祉労働』137, 93-103 頁。
- 水野真彦・立見淳哉 (2008) 「認知的近接性, イノベーション, 産業集積の多様性」『季刊経済研究』第30巻第3号, 1-14 頁。
- 山本泰三編 (2016) 『認知資本主義—21世紀のポリティカル・エコノミー—』ナカニシヤ出版。
- Artis, A. (2013) *Introduction à la finance solidaire*, Grenoble: Presses Universitaires de Grenoble.  
(尾上修悟訳『「連帯金融」の世界—欧州における金融の社会化運動—』ミネルヴァ書房, 2016)。
- Boltanski, L. et Chiapello, E. (1999) *Le nouvel esprit du capitalisme*, Paris: Gallimard. (三浦直希ほか訳『資本主義の新たな精神 (上・下)』ナカニシヤ出版, 2013年)。
- Callon, M. (1999) “La sociologie peut-elle enrichir l’analyse économique des externalités? Essai sur la notion de cadrage-débordement,” In D. Foray et J. Mairesse, *Innovation et performance*. Paris: EHESS, pp. 399-431. (横田宏樹・須田文明訳「社会学は外部性の経済分析を豊富化できるか? 「フレミング=氾濫」概念についてのエッセー」『旭川大学経済学部紀要』75, 2016, 117-146 頁)。
- Coriat, B. ed. (2015) *Le retour des communs*, Les Liens Qui Libèrent.
- Dacheux, É. et Goujon, D. (2015) “L’économie solidaire: une transition vers une société post-capitaliste?,” in P. Glémain et E. Bioteau eds. *Entreprise solidaires: L’économie sociale et solidaire en question(s)*. Rennes: Presses Universitaires de Rennes, pp. 217-232.
- Dufalvard, H. (2016) “Économie sociale et solidaire: Ess et conventions,” in P. Batifoulier et al. eds. *Dictionnaire des conventions: autour des travaux d’Olivier Favereau*. Villeneuve d’Ascq: Press Universitaire Septentrion, pp. 95-98.
- (2017) “Des communs sociaux à la société du commun,” *RECMA*, 345, pp. 42-56.
- Favereau, O. et Robé, J.-P. (2012) “RSE et propriété de la firme,” in J. Allouche ed. *Encyclopédie des ressources humaines*, pp. 1277-85.
- Gadray, J. (2004) *L’utilité sociale des organisations de l’économie sociale et solidaire: Une mise en perspective sur la base de travaux récents*. Rapport de synthèse pour la DIES et la MIRE.
- (2013) “Les biens communs: une notion au service des projets de l’ESS?,” in *Blogs. Alternatives-Economiques*. (<https://blogs.alternatives-economiques.fr/gadrey/2013/11/24/les-biens-communs-une-notion-au-service-des-projets-de-l-ess> (2018年4月13日最終閲覧))
- Lacroix, G., et Slitine, R. (2016) *L’économie sociale et solidaire*, Paris: PUF.
- Laville, J.-L. (2001) “Vers une économie sociale et solidaire?,” *RECMA*, 281, pp. 39-53.
- ed. (2007) *L’économie solidaire: une perspective internationale*, Paris: Hachette Littératures.  
(北島健一ほか訳『連帯経済—その国際的射程—』生活書院, 2012年)。

- (2015) “Conclusiton: L'économie sociale et solidaire en recherche(s),” in P. Glémain et E. Bioteau. eds. *Entreprise solidaires: L'économie sociale et solidaire en question(s)*. Pennes: Presses Universitaires de Rennes, pp. 245–259.
- (2016) *L'économie sociale et solidaire: Pratiques, théories, débats* (nouvelle édition), Paris: Economie.
- Lipietz, A. (2001) *Pour le tiers secteur: L'économie sociale et solidaire: pourquoi et comment*. Paris: La Découverte. (井上泰夫訳『サードセクター—「新しい公共」と「新しい経済—」』藤原書店, 2011).

## Development of Social and Solidarity Economy in France: un Experiment toward “un Alternative Economy”

Junya Tatemi

### Summary

In this article, I first review the history of the social solidarity economy and then examine its legal systematic framework and conceptual understanding. Rapid progress, in both practical and theoretical terms, has been achieved in recent years for an increasing number of social solidarity economic initiatives. In particular, with the recent introduction of the concept of *biens communs* (common goods), the social solidarity economy has been characterised as the building of the commons through open debate in accessible public spaces.

Proximity is emphasized in the social solidarity economy, and *services de proximité* (services of proximity) are fundamentally rooted in local communities. This attempt at an “alternative economy” offers important hints for the many urban and regional economies that are facing an uncertain future amid the current transformation of industrial structures.